

## 第 8 回 自治区制度等行財政改革推進特別委員会

日 時 平成 30 年 11 月 8 日(木)

13 時 30 分～17 時 00 分

場 所 議会全員協議会室

【委 員】串崎委員長、芦谷副委員長

三浦委員、沖田委員、川上委員、上野委員、飛野委員、岡本委員、  
永見委員、佐々木委員、西村委員

【議 長】

【委員外議員】

【執行部】近重副市長、内藤金城自治区長、中島三隅自治区長、石本教育長、  
砂川総務部長、岡田地域政策部長、宮崎財務部長、前木健康福祉部長、  
斗光市民生活部長、田村産業経済部長、湯浅産業経済部参事、  
石田都市建設部長(代)、佐々木教育部長、佐々木消防長、河野上下水道部長、  
宇津浜田地区広域行政組合事務局長、吉永金城支所長、塚田旭支所長、  
河上弥栄支所長、斎藤三隅支所長、佐々木市長公室長、山根総務課長、  
草刈財政課長、西川人事課長、湯浅教育施設再編推進室長、  
西谷行財政改革推進課長、末田給与係長、浅田行革推進係長

【事務局】小川局長、鎌原書記

---

### 議 題

(1) 各自治区長との意見交換会について

①金城自治区長 午後 1 時 30 分から 30 分程度

②三隅自治区長 午後 2 時 10 分から 30 分程度

○意見交換の内容

①自治区制度の振り返り（良かった点と課題）

②これからの住民自治を支える仕組みづくり

③「自治区長」の役割と新制度における考え方

④「地域協議会」の役割と新制度における考え方

⑤「自治区予算」の役割と新制度における考え方

⑥「本庁・支所機能」の考え方

※自治区長には個別に意見交換を実施したいと存じますので、  
上記の時間までに全員協議会室までお越しく下さい。

(2) 平成 31 年 4 月の機構改革について

(3) 自治区制度について(議員のみで意見交換)

○次回開催 月 日 ( ) 時 分

## 平成 31 年 4 月の機構改革について

### 1 基本的な考え方

昨年度実施した事務事業量調査結果を踏まえ、当市の行政規模に見合った適正で効率的な組織体制の構築を図るため、平成 31 年 4 月は、組織のスリム化を主眼とした機構改革とします。

なお、今年度は、組織機構の見直しに加えて、事務事業の見直し、人員配置の適正化の 3 点を同時期に行うこととしており、来年度以降も必要に応じて見直しを行う予定です。

### 2 機構改革の概要

#### (1) 部の再編

財務部の廃止に伴う財務部内各課の配置換えにあわせ、総務部は「組織及び財政の管理部門」、地域政策部は「地域政策の企画・推進部門」、市民生活部は「市民生活に密着した部門」として部を再編。

#### (2) 組織のスリム化を目的とし、課・係を統合

#### (3) 新たな行政需要、諸課題等に対応するための部署を新設

#### (4) 市民に分かりやすい組織名となるよう、課・係の名称を変更

### 3 機構改革の内容

#### (1) 市長公室

ア 市長公室「広報係」を廃止し、「総合調整係」に業務を移す。

※ 広報はまだの作成は引き続き市長公室が行い、ホームページ管理業務は政策企画課企画係に移す。

#### (2) 総務部

ア 「安全安心推進課」を「防災安全課」に名称変更し、行財政改革推進課（管財係）に庁舎管理業務を移す。

イ 「情報政策課」を廃止し、以下のとおり業務を移す。

(ア) 統計企画係の業務→総務課総務管理係

(イ) 情報政策係の業務のうち、内部情報系業務→総務課に「システム管理係」を新設

(ウ) 情報政策係の業務のうち、地域情報化業務\*<sup>1</sup>→政策企画課企画係

\*<sup>1</sup> 教育・医療・介護・健康・子育て・防災・観光など様々な分野での情報インフラの活用を検討、推進する。

ウ 「人権同和教育啓発センター」を地域政策部に移す。

### (3) 地域政策部

ア 政策企画課「定住婚活推進係」を「移住定住係」に名称変更する。

イ これまで特命業務を担ってきた「地域プロジェクト推進室」を廃止し、各所管部署（政策企画課、まちづくり推進課、水産振興課等）に業務を移す。

ウ 市が大きく関与する施設の経営支援等を担う部署として、「関連施設支援室」を時限的に単独室として設置する。

### (4) 財務部

ア 「財務部」を廃止し、「税務課」及び「資産税課」を市民生活部に、「財政課」及び「契約管理課」を総務部に移す。

イ 資産税課「資産税第一係」・「資産税第二係」を、それぞれ「土地係」・「家屋係」に名称変更する。

### (5) 健康福祉部

ア 「健康長寿課」と「地域医療対策課」を統合し、「健康医療対策課」とする。なお、「保健予防係」・「医療対策係」を、それぞれ「健康づくり係」・「地域医療対策係」に名称変更する。

イ 子育て支援課に子育て支援に関する政策部門を所管する「子育て政策係」を新設する。また、「子ども家庭相談係」・「保育係」を、それぞれ「子育て支援係」・「保育所幼稚園係」に名称変更し、幼稚園 4 園を含む未就学児の窓口を一本化する。

### (6) 市民生活部

ア 「医療保険課」を「保険年金課」に名称変更する。

イ 環境課「リサイクル推進係」と「施設管理係」を統合し、「廃棄物衛生係」とする。

※ 施設管理係所管の火葬場及び墓地に関する業務をくらしと環境係に移す。

### (7) 産業経済部

ア 「産業政策課」を「商工労働課」に名称変更する。また、「産業企画係」と「雇用対策係」を統合し、「雇用立地係」とする。あわせて、「商工企画係」を「商工政策係」に名称変更する。

イ 「漁港活性化室（水産振興課内室）」を廃止し、水産振興課に業務を移す。

ウ 観光交流課「交流企画係」と「交流推進係」を統合し、「交流推進係」とする。

### (8) 都市建設部

ア 「災害復興室」を廃止し、建設整備課に「災害復旧係」を新設する。

イ 建設整備課「土木第一係」と「土木第二係」を統合し、「土木係」とする。

ウ 建設整備課「土木第三係」を「用地係」に名称変更する。

エ 維持管理課「管理第一係」と「管理第二係」を統合し、「管理係」とする。

**(9) 各支所**

なし

**(10) 教育部**

ア 青少年サポートセンターを学校教育課に統合し、学校教育課「青少年サポートセンター」とする。

**(11) 消防本部**

なし（平成30年12月機構改革分を除く）

**(12) 上下水道部**

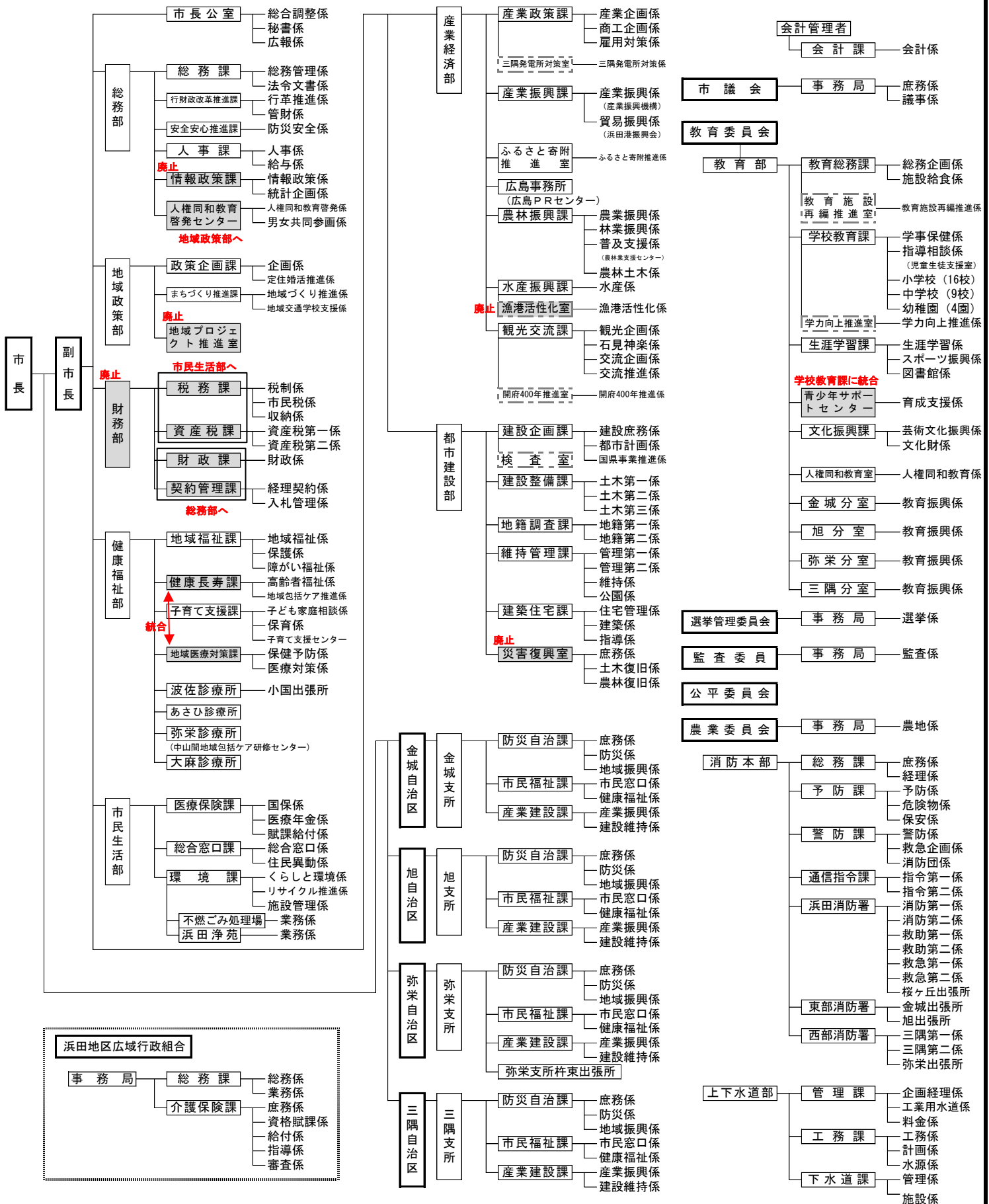
ア 下水道課に「整備係」を新設する。

**4 組織数の推移**

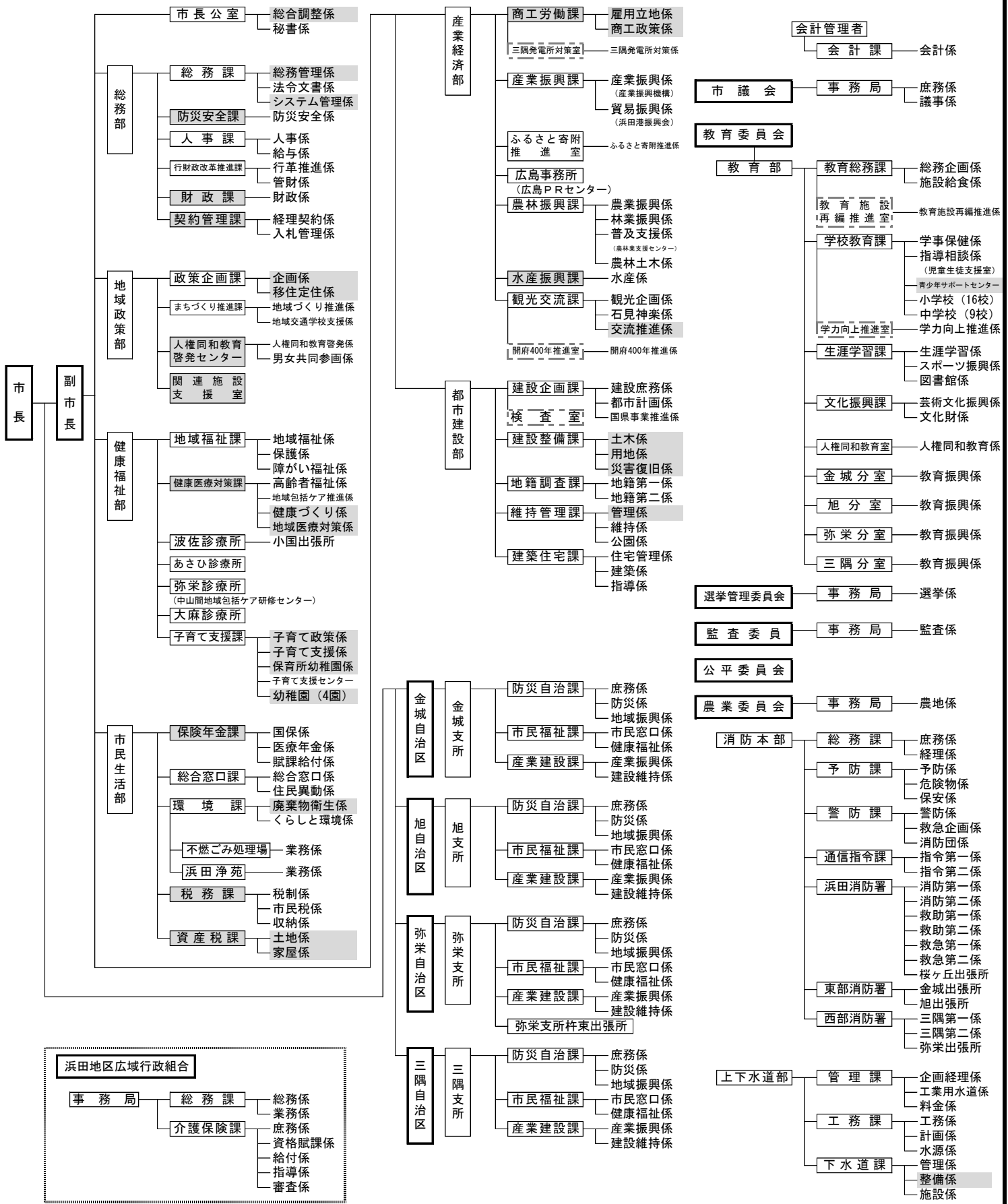
時 点	組織数
平成30年 4月 1日	11部、71課、6内室、158係
平成30年10月 1日	11部、72課、6内室、160係（1課増 2係増）
平成30年12月 1日	11部、72課、6内室、163係（3係増）
平成31年 4月 1日	10部、68課、5内室、155係
平成30年 4月 1日比較	▲1部・▲3課・▲1内室・▲3係

以上

# 浜田市行政機構図



# 浜田市行政機構図



各自治区地域協議会における意見等について

※ アンダーラインは9/27開催の特別委員会以降に追記・修正したもの

協議会開催日	地域協議会としての進め方	自治区制度に関する意見
浜田自治区 (H30.8.6)	<p>○平成30年8月6日(月)            地域協議会出席者全員から意見を聴取した。</p>	<p>8/6 地域協議会における意見</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○自治区長がいなくても、地域で意見を言えるなど仕組みがあれば良い。区長の経費は他に回すべき。</li> <li>○市議会があれば地域協議会はいらぬ。</li> <li>○市民と議会の間を取持つ意味でも地域協議会は必要。</li> <li>○浜田以外の自治区は制度が必要かもしれないが、区長はやめて支所長にすべき。</li> <li>○浜田として一体になるために自治区制度はいらぬ。</li> <li>○浜田自治区以外は協議会を残して、浜田は廃止しては。</li> <li>○やめるにしても落としどころについて議論が必要。</li> </ul>
金城自治区 (H30.6.18) (H30.8.21) (H30.10.11)	<p>○平成30年6月18日(月)            皆で認識して、自治区制度をどうするのか考えて、金城自治区の意見として区長に託すのがいいと思う。町内会単位になるのか、例えば臨時の行政連絡員会議を開くのがいいのかわからないが、実際に声を拾っていくことが必要。</p> <p>○平成30年8月21日(火)            地区まちづくり推進委員会でまとめられた意見をもとに全委員から意見を聴取した。            今後、出された意見に基づき意見集約をすることとした。</p> <p>○平成30年10月11日(木)  <u>これまでに地区まちづくり推進委員会でまとめられた</u></p>	<p>8/21 地域協議会における意見</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○市長と対等の立場で話し合いが出来る人が必要。地域協議会の代表で良いかもしれない。</li> <li>○自治区制度が存続するならば、自治区長も必要である。</li> <li>○自治区長がなくなっても住民の声として自治区地域協議会はなくてはならない。</li> <li>○災害時の対応や、自治区住民が安心して行きやすい場として、支所体制は必要ではないか。</li> <li>○自治区判断あるいは、自治区地域協議会等で議論するまちづくり予算は必要だと思われる。</li> <li>○公民館をコミュニティセンターのような形にして行政サービスを充実するようにして欲しい。</li> <li>○個性あるまちづくりのためには、自治区は必要である。</li> </ul>

	<p><u>意見を報告し、また、他自治区の地域協議会や議会の状況を報告する中で、改めて全委員から意見を聴取した。</u></p> <p><u>今後、地域協議会としての意見を集約し、区長に意見することとした。</u></p>	<p><u>10/11 地域協議会における意見</u></p> <p><u>○議員の目が届かないところの意見を届けるために自治区制度は必要である。</u></p> <p><u>○支所の存廃と自治区制度の存廃は別問題であると考えべき。</u></p> <p><u>◎漠然と自治区制度が必要かと言われたときに、それはわからないが、災害対応や、まちづくりの一つ一つの事例を考えたときには、あった方がいいという意見に必ずなる。</u></p> <p><u>○浜田が一体になるために自治区制度は不要だというのは、どこにも目が届いて、どこの意見も吸い上げるという下地準備ができていればそうかもしれない。</u></p> <p><u>○金城のことを一番よく知っている人（金城で育ち、金城で過ごす人）こそ、金城のまちで個性のあるまちづくりをしていくということができると思う。</u></p>
<p>旭自治区 (H30.7.6) (H30.8.21) (H30.10.5)</p>	<p>○平成 30 年 7 月 6 日（金） 地域協議会出席者全員から意見を聴取した。 自治区制度が果たしてきた役割と必要性を再考し、見直しについて真摯に向き合う。 住民の声の届く仕組みづくりを、他の地域協議会と同じステージで議論を進める。</p> <p>○平成 30 年 8 月 21 日（火） 何を担保すべきかについて各委員より意見聴取した。</p> <p><u>○平成 30 年 10 月 5 日（金）</u> <u>各地域協議会からの出されている意見について確認した。</u></p>	<p><u>7/6 地域協議会における意見</u></p> <p><u>○邑南町は手厚い行政施策が行われている。自治区制度が無くなると山間部は余計に施策展開できなくなる。地域の声をしっかり上げる仕組みが必要。</u></p> <p><u>○行革により制度の見直しは仕方ないが、地域と行政が良好な関係を築けていくためにも地域協議会は残していくべき。</u></p> <p><u>○自治区制度がなくなり地域協議会が残った場合、市長が必ず出席されるような仕組みは可能か。</u></p> <p><u>8/21 地域協議会における意見</u></p> <p><u>○付与される決裁権限によっては区長、支所長の合理化もやむなし。</u></p>



	<p><u>10 月中に地域協議会としての意見をまとめて自治区長に報告する。</u></p>	<p>○地域の声を代弁する場として地域協議会は必要。  ○支所機能は最低限担保すべき。人数も現状の職員数の維持を望む。  ○一番気になるのは予算。独自事業を展開する意味でも支所予算は必要。</p>
<p>弥栄自治区 (H30.7.20) (H30.8.2) (H30.8.20)</p>	<p>○平成 30 年 7 月 20 日（金） 平成 30 年 8 月 2 日（木）に学習会を開催し意見を聞くこととした。</p> <p>○平成 30 年 8 月 2 日（木） 学習会出席者全員から制度の振り返りについて意見聴取した。</p> <p>○平成 30 年 8 月 20 日（月） 学習会の意見も踏まえ、再度各委員から意見聴取した。</p>	<p>8/2 学習会における意見</p> <p>○今の自治区制度にはこだわらないが、地域の要望が届くような仕組みなど代わる形は必要。  ○自治区の意見を強く発言できる区長は必要。  ○区長ではなくても、地域協議会の会長やまちづくり推進委員会の会長でも良いと思う。  ○充て職的な地域協議会ではなく、意見を持った人が集うようなやり方が良い。  ○今後も投資枠のようなものが各地域に必要だと思う。  ○支所が無くなると、細かなところに行政の手が行き届かなくなる。</p> <p>8/20 地域協議会における意見</p> <p>○地域振興基金の残も少なく、制度を続けるメリットよりもデメリットが大きくなる。  ○制度の役目は終えたと思うが、制度廃止後の代替案なくして賛同は出来ない。  ○地域協議会が諮問だけではなく、提案型で行政とキャッチボール出来る関係が無ければ不要である。  ○制度があったから今日があると評価している。制度が無くなれば、それに代わる組織団体を設けるべき。</p>

<p>三隅自治区 (H30.7.10) (H30.9.7)</p>	<p>○平成 30 年 7 月 10 日（火） 住民からの意見聴取のため、地域協議会委員の共通認識を図ることを確認し、早急に協議する場を設定することとした。</p> <p>○平成 30 年 9 月 7 日（金） 自治区制度の対する各委員の意見を聴取した。また、今後の地域住民の意見集約について協議し、各地区まちづくり推進委員会単位（各公民館）に意見を聞く場を設定することとした。</p> <p><u>○平成 30 年 10 月 9 日（火）～10 月 19 日（金）</u> <u>地域住民との意見交換会（詳細は別紙 1）</u></p>	<p>7/10 地域協議会における意見 ○地域が寂れないまちづくりが一番にあるべき。</p> <p>○5 本柱（①自治区長、②地域協議会、③支所機能、④地域振興基金、⑤自治区投資枠）のうち3本（①、④、⑤）がなくなることを肯定しているのか。</p> <p>○浜田那賀方式自治区を継承する余地があるのか。</p> <p>9/7 地域協議会における意見 ○合併当初、この制度は旧那賀郡が寂れることを避けるために制度化された。浜田自治区においては、浜田自治区内の周辺部を寂れさせないための施策として考えないといけない。</p> <p>○自治区の名前に拘らず落とし所を見つけるべき。</p> <p>○自治区長と支所長はそれぞれ立場・役割が違うため、支所長が自治区長を兼ねることはできない。</p> <p>○個性あるまちづくりを進めるには、各自治区で使える予算は必要。</p> <p>○三隅自治区は各地区まちづくり推進委員会から委員を選出しているので、地区の想いや考えを伝えることができるし、地域協議会での協議結果・内容を報告する場所がある。浜田自治区においては、こうした体制ができていないため、地域協議会が機能していないことが自治区制度は必要ないと言っているように感じる。</p>
---	---	--

## 自治区制度の見直しに関する三隅自治区の進め方

9月7日に開催された三隅自治区地域協議会において、委員の意見聴取を行った。今後の自治区制度について、多くの委員より地域が寂れないための制度構築が必要だと意見が出され、また、委員だけの意見ではなく地域住民の意見を伺い、その上で議論を深めたいといった考えから、6地区のまちづくり推進委員会単位に意見を交換する場を設けた。

今後、6地区で出された意見をまとめ、地域協議会において協議・検討し、三隅自治区としての意見をまとめていくこととしている。

## 【日程・会場】

10月9日(火)	19:00~20:50	黒沢公民館	参加住民16名
10月10日(水)	19:00~20:50	三保公民館	参加住民25名
10月11日(木)	19:00~20:50	白砂公民館	参加住民29名
10月15日(月)	19:00~20:50	三隅公民館	参加住民39名
10月16日(火)	19:00~20:50	井野公民館	参加住民47名
10月19日(金)	19:00~20:50	岡見公民館	参加住民26名
			合計182名

## 【内 容】

①現行の自治区制度の概要及び今後の見直しの進め方・スケジュールの説明

②グループワークによる意見交換

- ・1グループを5~6名とし、地域担当制職員(1名)をグループ進行役として個人ワーク・グループワークを行う。
- ・個人ワークとして付箋に意見を書き、グループで意見交換を行い、意見共有を図る。

(ワーク1)『浜田市になって変わったこと』として、

「よかったこと、よくなったこと」、「悪くなったこと、不満なこと」の意見を色別の付箋に書き出す。

⇒書き出した意見をグループで意見交換を行い、共有を図る。

(ワーク2)

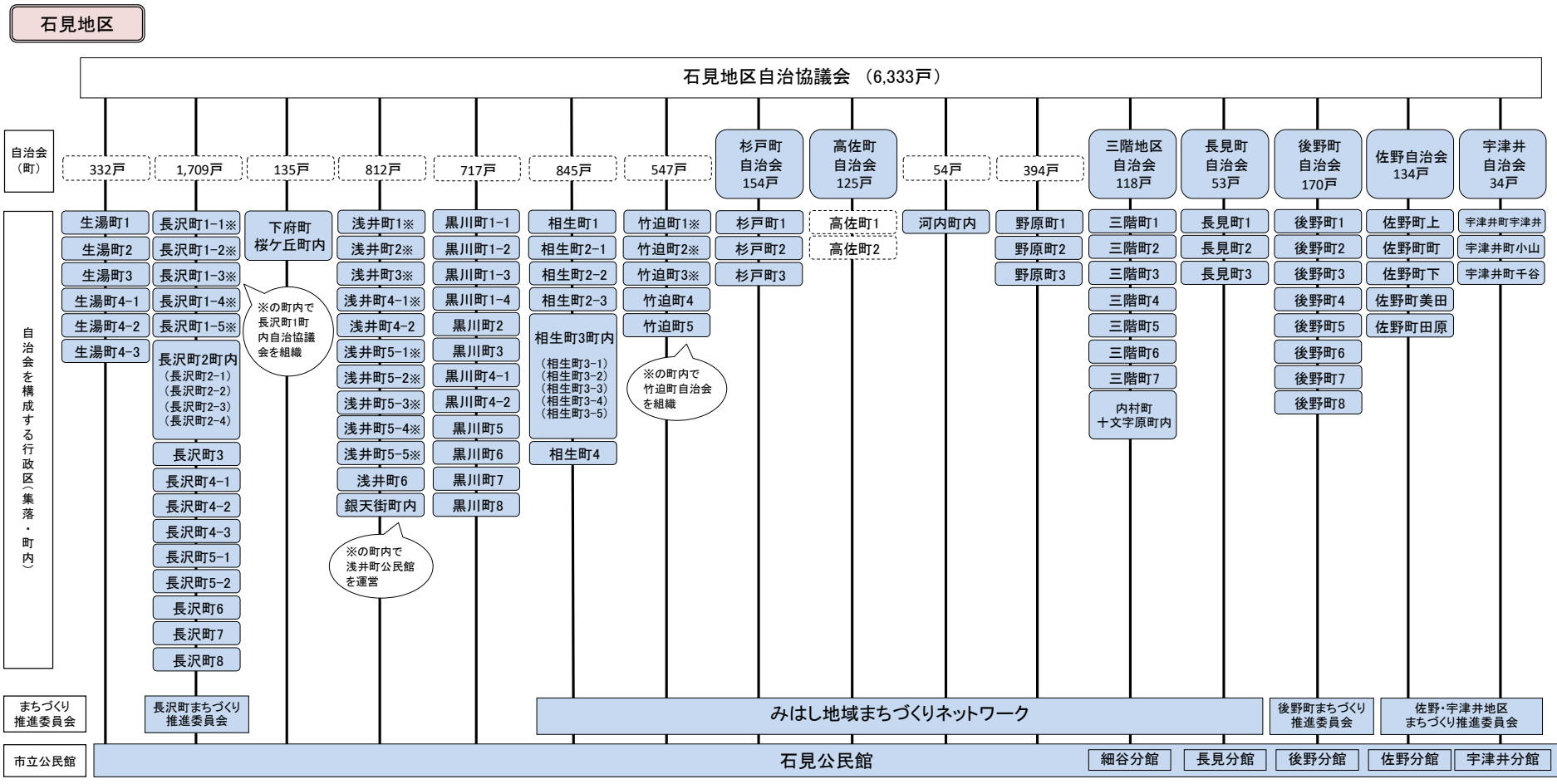
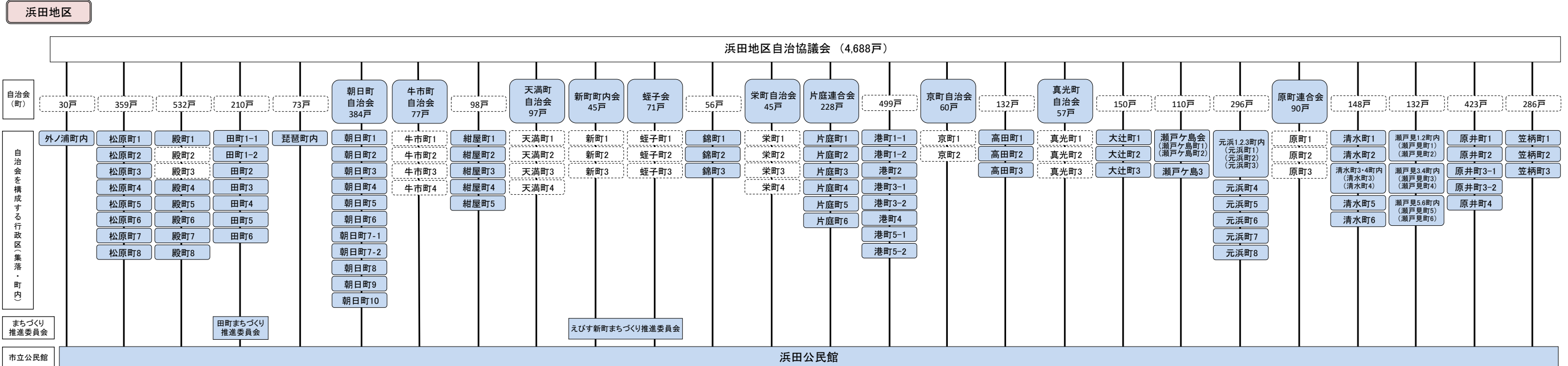
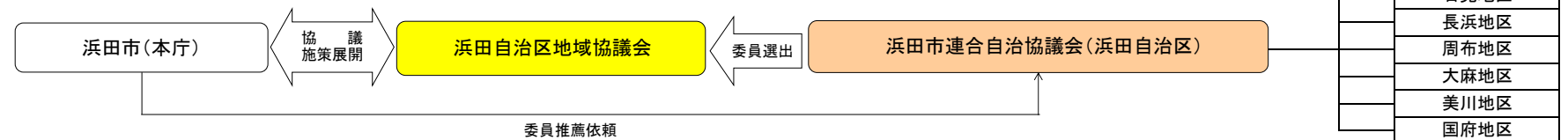
「よかったこと、よくなったこと」を「さらに良くしていく、継続していくために大切なこと」、「悪くなったこと、不満なこと」を「良くしていく、改善するために大切なこと」の意見・アイデアを付箋に書き出す。

⇒書き出した意見をグループで意見交換を行い、共有を図る。

③全体で意見共有、個人意見の発表

## 【その他】

この他に、三隅自治区内の自治会代表者から意見を聴く場を設けることとしている。

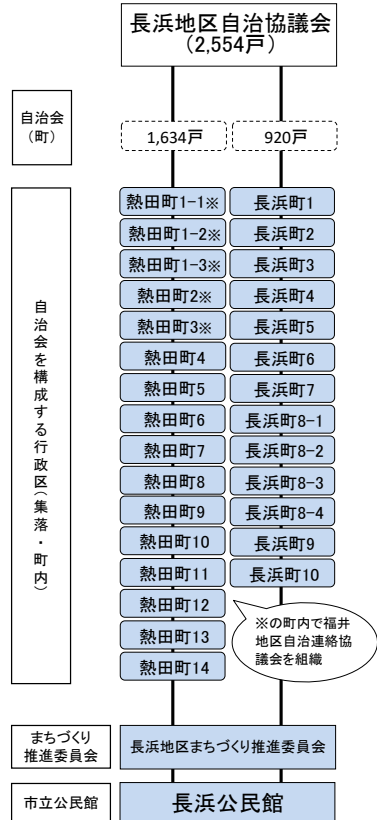


【備考】

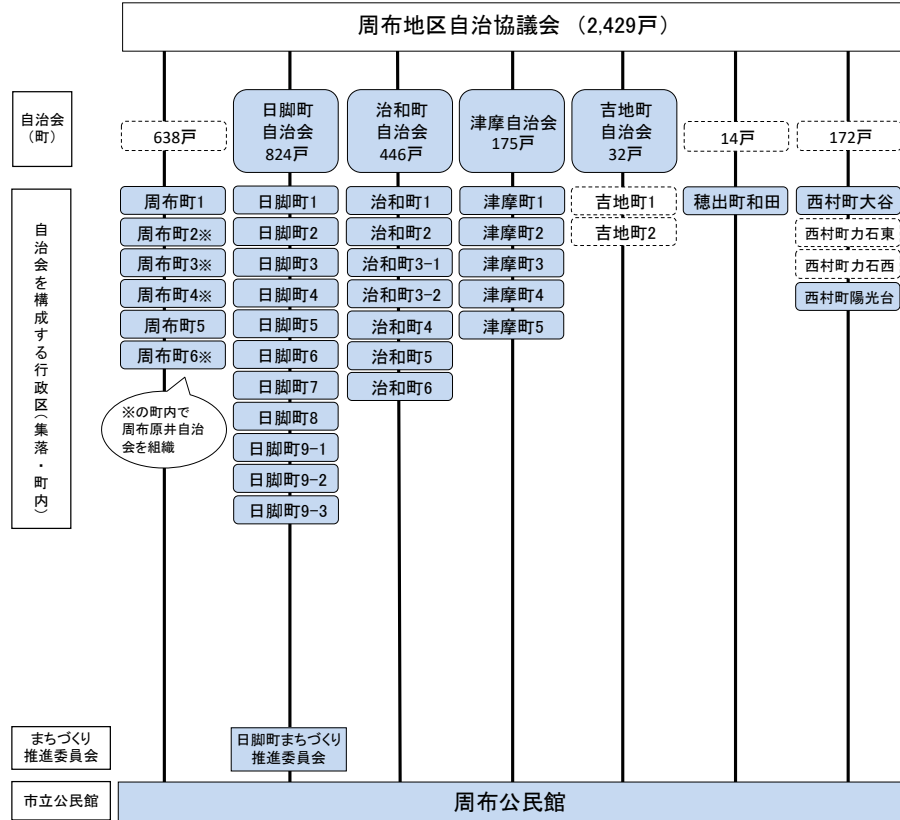
- ・戸数は、平成30年4月1日現在の住民基本台帳上の世帯数。
- ・破線及びかっこ書きの町内・自治会は、町内会組織・自治会組織(町単位)がないことを表す。

※任意団体のため、市で認識・把握している範囲の情報を整理したものです。

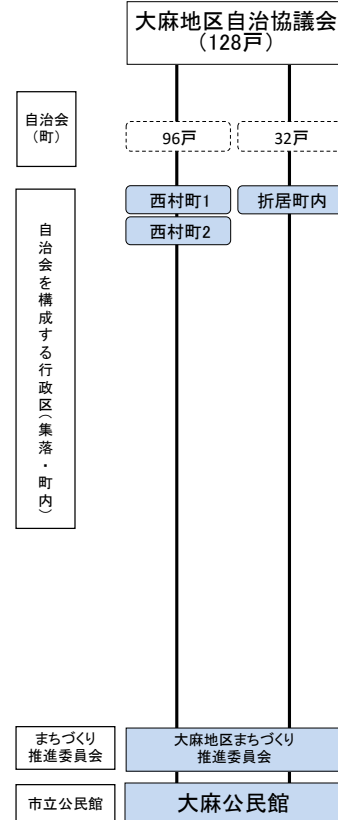
長浜地区



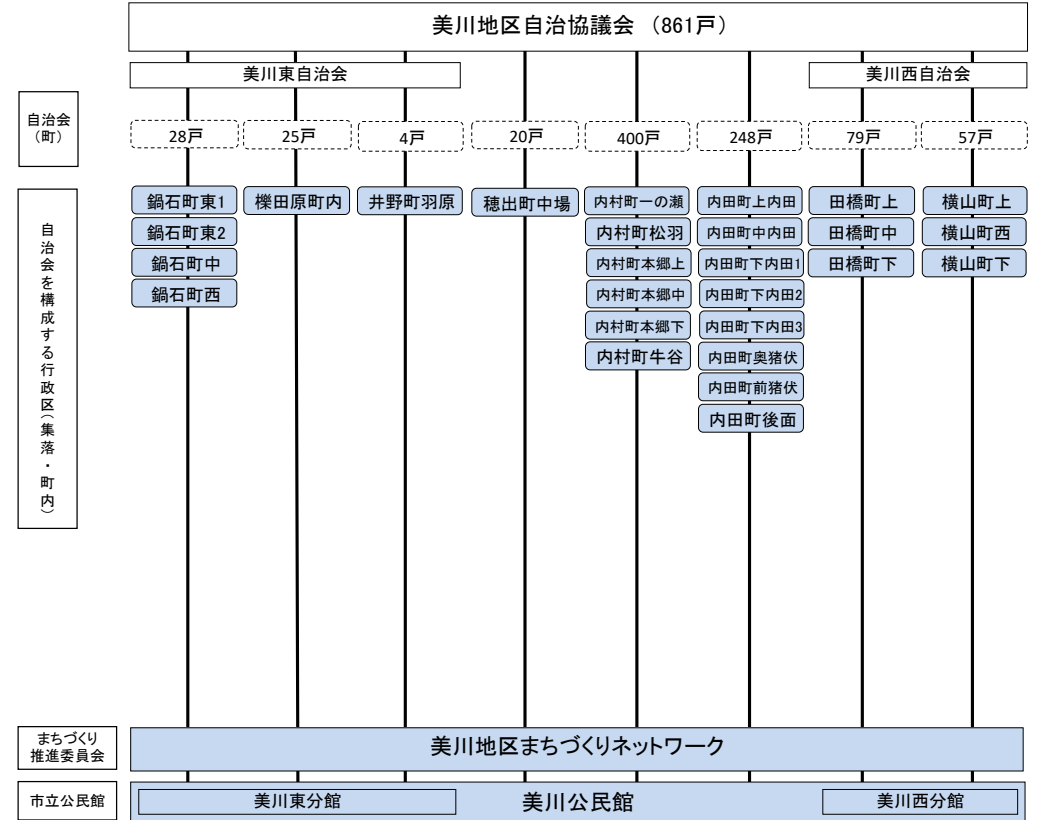
周布地区



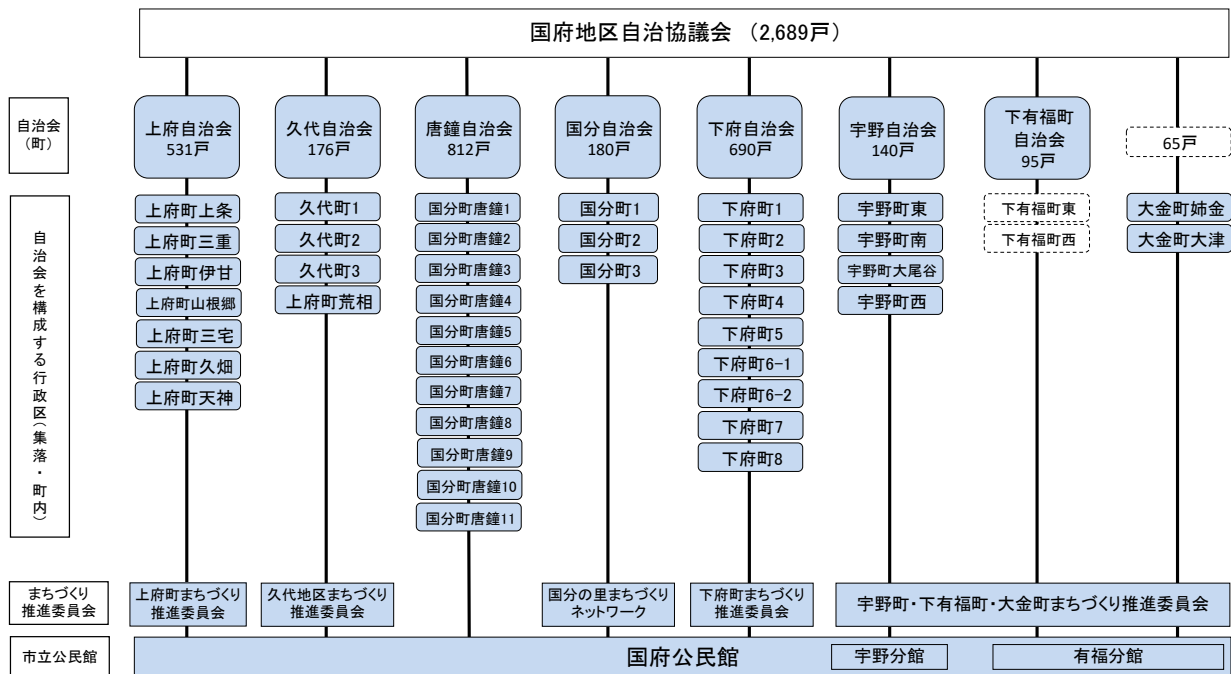
大麻地区



美川地区



国府地区



【備考】  
 ・戸数は、平成30年4月1日現在の住民基本台帳上の世帯数。  
 ・破線及びびかっこ書きの町内・自治会は、町内会組織・自治会組織(町単位)がないことを表す。

※任意団体のため、市で認識・把握している範囲の情報を整理したものです。

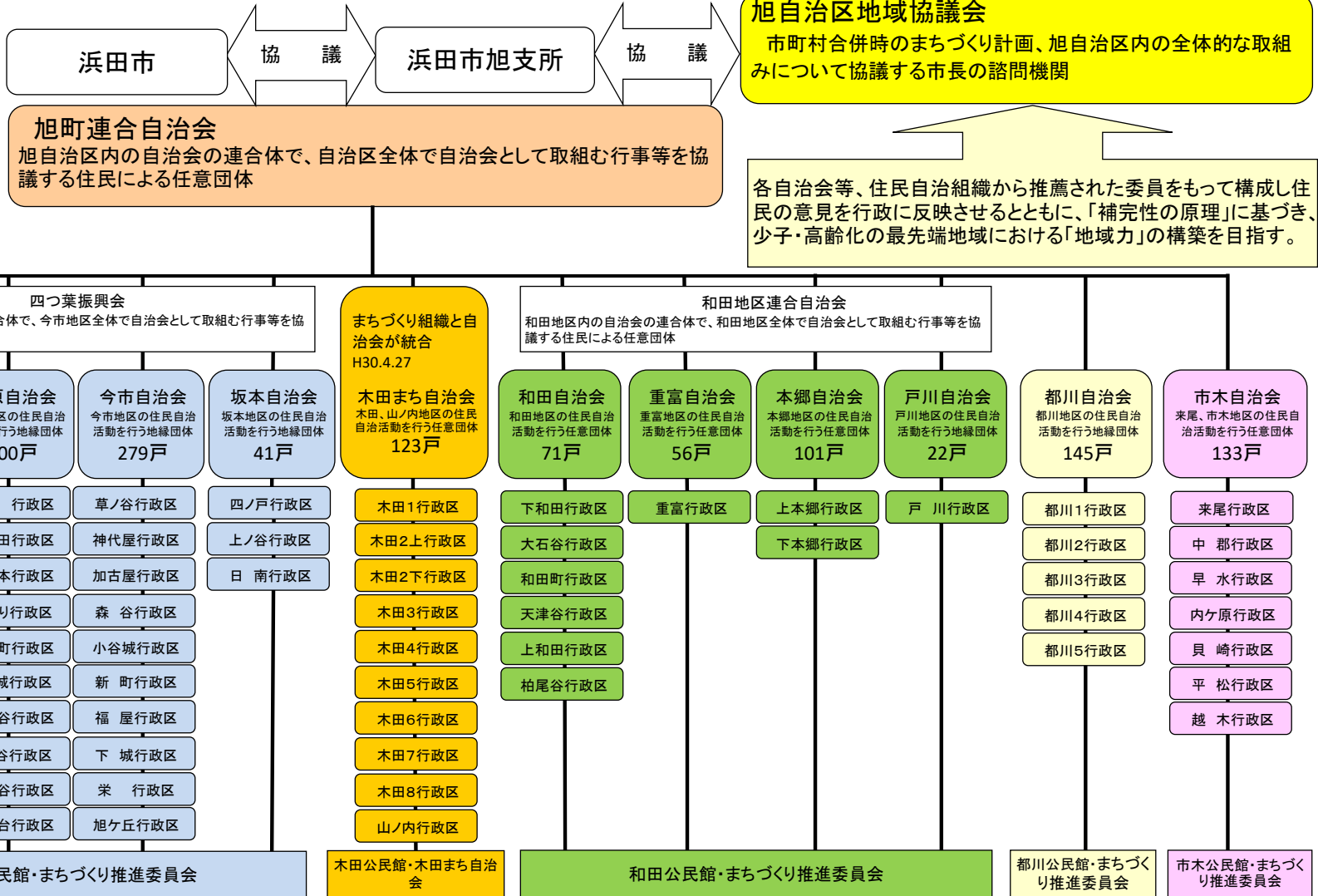
# 浜田市金城自治区 住民自治組織機構図

平成30年4月1日 現在

地域協議会 (委員は各まちづくり 組織から推薦)	金城自治区地域協議会																	
	2名			2名			2名			5名			2名		2名			
公民館	久佐公民館			今福公民館			美又公民館			雲城公民館			波佐公民館		小国公民館			
まちづくり組織	金城自治区まちづくり連絡会 (まちづくり組織の連合体)																	
	久佐地区まちづくり振興会			今福地区まちづくり推進委員会			美又湯気の里づくり委員会			雲城まちづくり委員会			縁の里づくり委員会					
自治会	金城町連合自治会 (自治会の連合体)																	
	＝まちづくり組織 (久佐地区まちづくり振興会)			今福自治振興会			美又自治振興会			くもぎコミュニティ自治会			波佐自治会		小国自治振興会			
	町内数		8	町内数		9	町内数		8	町内数		21	町内数		16	町内数		6
	世帯数		151	世帯数		217	世帯数		140	世帯数		1,023	世帯数		224	世帯数		86
町内会	大字	行政区(町内)	世帯数	大字	行政区(町内)	世帯数	大字	行政区(町内)	世帯数	大字	行政区(町内)	世帯数	大字	行政区(町内)	世帯数	大字	行政区(町内)	世帯数
	久佐	宇栗	13	今福	上長屋	40	追原	美又	21	上来原	大谷	14	波佐	若生	13	小国	柚根	19
		新生	15		小松木	21		追原郷	15		東	27		西谷上	4		徳田上	8
		浄光寺谷	13		元谷	22		大元	19		西	36		亀谷原	13		徳田中	13
		小原谷	23		二夕村	15		福原	18		下ノ原	16		新井屋原	11		徳田下	13
		山根原	24		今福	29	植松	12	今田	127	馬場	20		小国郷	19			
		久佐郷	19		岩塚	36	新原	11	南	61	菅沢	25		田ノ原	14			
		下久佐	23		小瀬原	25	越沢	25	北の森	34	弋手原	24						
		東下久佐	21		久佐川	15	入野	19	吉留	22	三栄	22						
			皆合	14			下来原	緑ヶ丘	23	深笹上	9							
								上組	20	深笹下	7							
								金田	54	後山	6							
								下長屋	60	東谷上	12							
								若林	107	東谷下	12							
							新開	88	登り谷	15								
							小笹	65	大井谷	20								
							希望ヶ丘	84	郷	11								
							促進住宅	55										
							元小笹	27										
							水上谷	18										
							伊木	35										
							青原	50										
地区(旧村)	今福						雲城				波佐							

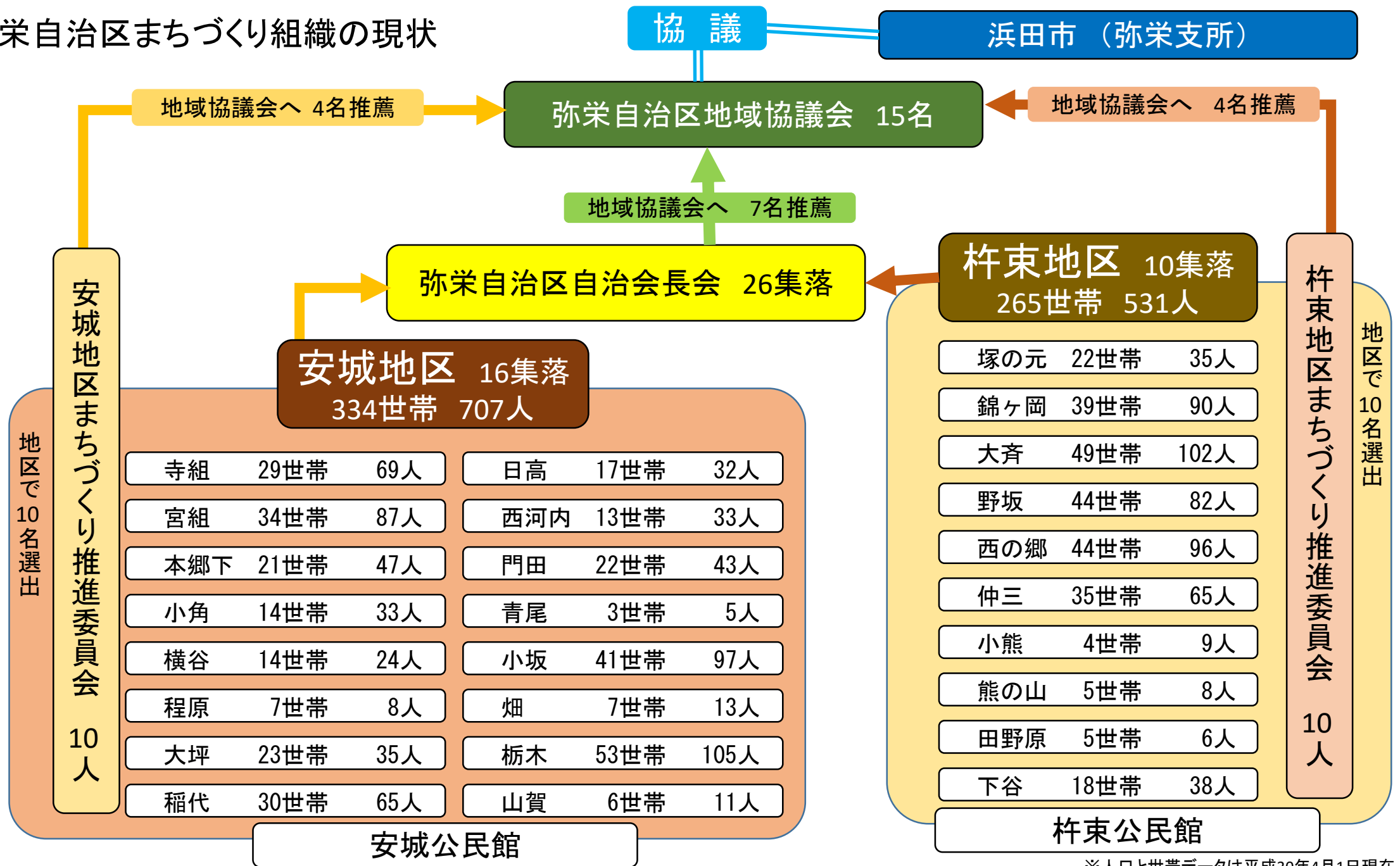
# 浜田市旭自治区 住民自治組織機構図

H30.4.1現在





# 弥栄自治区まちづくり組織の現状



※人口と世帯データは平成30年4月1日現在



# 浜田市三隅自治区 住民自治組織機構図

H30.4.1現在

浜田市

協議  
施策展開

浜田市  
三隅支所

協議  
施策展開

**三隅自治区地域協議会** [※各地区まちづくり組織からの委員推薦]  
市長の諮問に応じ、自治区に係る次の事項について審議・答申する。  
①新市まちづくり計画の執行状況に関する事項  
②重要施策、自治区事業に関する事項  
③自治区長の推薦に関する事項(浜田自治区長を除く)  
④その他、市長が必要と認める事項

